

「東京府及び東京市関連行政文書」の東京都指定有形文化財の指定について

東京都公文書館

平成16年3月10日（東京都教育委員会告示第13号）をもって、東京都公文書館に所蔵されている「東京府及び東京市関連行政文書」33,042点が東京都教育委員会から東京都指定有形文化財（歴史資料）として指定されました。

東京府文書・東京市文書が現在東京都公文書館で保存管理されているのは、昭和18年7月1日、東京都制¹の施行により設置された東京都庁が、従前の東京府庁と東京市役所が保存していた公文書を引き継ぎ、管理していたからです。この東京府文書・東京市文書の中には数量は少ないですが、郡役所文書、区役所文書、編入町村役場文書が含まれています。以下、それぞれの文書群の内容と数量について説明します。

1 東京府行政文書

慶応4年（1868）に東京府が開設されてから昭和18年（1943）に東京都が設置されるまで、東京府庁が収受又は作成した文書で東京府文庫（東京府庁の文書庫）に保存されていたものです。

明治期 約11,700点 大正期 約3,300点 昭和期 約6,100点

2 東京市行政文書

明治22年（1889）に東京市が設置されてから昭和18年（1943）に東京都が設置されるまで、東京市役所で収受又は作成した文書で東京市役所文庫（東京市役所の文書庫）に保存されていたものです。

明治期 約1,500点 大正期 約2,000点 昭和期 約7,600点

3 郡役所文書

郡役所は、明治11年（1878）郡区町村編制法に基づき設置され、大正15年（1926）に廃止された役所で、東京府管内には荏原、豊多摩、北豊島、南足立、南葛飾、北多摩、西多摩、南多摩の8つの郡役所がありました。各郡役所が収受又は作成した文書で、その文書書庫に保存されていた文書は、郡役所廃止後に東京府に引き継がれましたが、多くは昭和初期に廃棄

¹ 昭和18年7月1日に東京府と東京市を廃して、東京府の区域をもって、東京都が設置されました（「東京都制」－昭和18年6月1日法律第998号－）。

されました。

現存文書（7郡－荏原を除く） 139点

4 区役所文書

区役所は、明治11年（1878）郡区町村編制法に基づいて、当初15区が設置され、昭和7年（1932）に市域拡張により20区が新設されて35区になりました。昭和22年（1947）に35区の統廃合が実施されて22区になり、同年板橋区の一部が分離して練馬区が設置されて現在の23区になりました。現存する文書のほとんどは、明治時代の麹町区役所文書です。

現存文書 264点

5 編入町村役場文書

昭和7年（1932）と同年11年（1936）の2度の市域拡張の際に東京市に編入された町村から東京市に引き継がれた町村役場文書です。当初は2万数千冊ありましたが、昭和18年（1943）に多く廃棄されて、人事関係文書がわずかに現存するのみです。

現存文書 461点

上記の文書群が今日まで保存されたのは、太平洋戦争の局面悪化に伴う空襲の惨禍を避け、東京都がいち早く文書疎開を実施したことが大きいと思います。疎開作業は、昭和19年（1944）初頭から開始され、昭和20年（1945）空襲激化のもとでも続行され、埼玉県騎西町や南多摩郡由木町（現、八王子市）へ大量の文書が運ばれました。（文書疎開の詳しい説明は、当館研究紀要第3号白石弘之「書庫の不思議－太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について－」参照。）戦時下の厳しい情勢のもとに、当時の東京市史編纂室のスタッフをはじめ、東京都の幹部職員が、これら文書群を貴重な歴史資料であるとして、その避難保存に万難を排して取り組んだからこそ、現在に引き継がれたということが言えるでしょう。当館では、今後とも現在の利用はもちろん、将来の利用に向けて、その適切な保存管理に努めていきたいと思えます。

